

「**国**障害者基本計画（第5次）」と「**県**条例に基づく基本計画（構成案）」  
の項目比較（資料説明と論点）

【資料説明】

別添：資料4-2についての説明資料になります。

**左** 【障害者基本計画（第5次）について】

現在、内閣府において、令和5年3月末に発出するための調整を行っており、現段階では仮の項目案。（令和5年2月時点）  
※第4次計画とは、総論「社会情勢の変化」が追加されている。

**右** 【条例に基づく基本計画（構成案）について】

構成について、

- ・「障害者基本計画（国）」の項目を基として、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って項目を配置している。
- ・「総論」部分については、「当事者目線の福祉」の考え方や「条例」の理念等を反映した計画の基礎的な部分である。
- ・「各論」部分は、これまでの「障がい者計画」に該当する部分で、障害福祉に関する様々な分野の施策に係る項目を配置している。
- ・これまでの「障がい福祉計画」に該当する部分については、可能な限り、各論に溶け込ませる方向で検討している。

The image shows a side-by-side comparison of two documents. The left side is labeled '左' (Left) and the right side is labeled '右' (Right). A vertical dashed line separates the two columns. Arrows from the text boxes point to specific rows in the table. The table contains multiple rows of text, likely representing different project items, with various symbols and markings used to indicate their status in each plan.

なお、各項目ごとの標記については、以下のとおりとしている。

- ・「●→●」は、障害者基本計画に項目立てされており、県の計画（構成案）にも反映をしているもの。
- ・「△」は、障害者基本計画には項目があるが、県の計画（構成案）では項目立てせずに、他の項目に一部を溶け込ませることを検討しているもの。
- ・「県独自」は、県の計画のみ項目立てしているもの。

（裏面あり）

## 【論点】

### 1. 「条例に基づく基本計画」の構成案（項目）について

- 新たに追加する必要があると考えられる項目はあるか。
- 削除または統合が必要と考えられる項目はあるか。（文言の修正を含む）

### 2. 本計画における「障害」の「害（がい）」の字の記載について

（別添：参考資料1を参照）

※ なお、「条例」は行政文書管理規程に則り、漢字の「害」を使用している。

#### 《かながわ障がい者計画における「害（がい）」の表記について》

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。